

## 1 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という）及び自然災害が発生した状況下においても、地域包括支援センターが最低限実施しなければならない業務を継続的に実施するために、あらかじめ優先度の高い通常業務を特定し、業務継続に必要な人員や資源の確保について、手順などを定めておくものとする。

## 2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

### ア 職員の安全確保

職員の生命を守り、生活の維持及び感染拡大防止に努める。

### イ 利用者の安全確保

利用者は重症化リスクが高く、感染症の罹患及び自然災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して安全の確保に努める。

### ウ サービスの継続

利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。

## 3 対応体制

感染症及び自然災害発生時の対応体制は以下のとおりとする。

### ア 対策本部推進体制（資料1）

- ・職員は非常態勢において「石岡市地域防災計画」の職員招集体制に従う。

### イ 対策本部における職務

- ・緊急対応に関する意思決定
- ・関係各部署との窓口
- ・医療機関との連携
- ・関連機関、他施設、関連業者との連携

## 4 研修・訓練の実施

ア 本計画に基づき以下の研修を実施する。

### ①入職時研修

- ・ 時期：入職時
- ・ 担当：管理者
- ・ 方法：BCPの概念や必要性、感染症及び自然災害に関する情報を説明する。

#### ② BCP研修（全員を対象）

- ・ 時期：年1回
- ・ 担当：管理者
- ・ 方法：BCPの概念や必要性、感染症及び自然災害に関する情報を共有する。

イ 本計画に基づき以下の訓練を実施する。

- ・ 時期：年1回
- ・ 担当：管理者
- ・ 方法：BCPに基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物資調達方法の確認などを机上訓練で確認する。

### 5 BCPの検証・見直し

以下の活動を定期的に行い、BCPを見直す。

- ・ BCPに関連した最新の動向を把握する。
- ・ 訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPに反映させる。

### 6 地域包括支援センターBCP（新型コロナウイルス感染症）

#### （1）平時からの備え

##### ア 体制構築・整備

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に関する指揮命令系統は石岡市に帰属する。

#### イ 感染症防止に向けた取り組みの実施

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードで示された「感染防止の5つの基本」及び厚生労働省からの「高齢者施設等における感染対策等について」を踏まえ、以下の感染防止に取り組む。

- ①基本的な感染症対策の徹底
- ②職員・利用者の体調管理
- ③事業所内出入り者の記録管理
- ④緊急連絡網を整備
- ⑤以下の行政機関から最新の情報を収集

■厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

■茨城県：新型コロナウイルス感染症のホームページ

<https://www.pref.ibaraki.jp/1saigai/2019-ncov/index.html>

## (2) 初動対応・感染拡大防止体制の確立

### ア 対応主体

- ・感染症及び自然災害対策本部長を最高責任者とする。

### イ 第一報

- ・感染疑い者が出た事実、本人の容態、感染前後の経緯等を確認する。
- ・主治医や地域で身近な医療機関、あるいは、受診・相談センターへ電話連絡、指示を受ける

### ウ 感染疑い者への対応

#### ①利用者

- ・医療機関受診の支援
- ・サービスの必要性を検討する。本人の生命、生活を維持するために必要不可欠と判断されたサービスに関しては、感染防止策を徹底した上でのサービスの提供を調整する。

#### ②職員

- ・医療機関受診
- ・自宅待機指示

### エ 感染者への対応

#### ①利用者

- ・通所系、宿泊系サービスに関しては利用を中止する。
- ・訪問系サービスに関しては、本人の生命、生活を維持するために必要不可欠と判断されたサービスに関しては、感染防止策を徹底した上でのサービスの提供を調整する。

#### ②職員

- ・発症日を0日目として5日間は事業所への出勤及び利用者宅への訪問を控え、かつ症状が軽快した場合でも、24時間程度は同対応とする。

#### ③関係機関への連絡

- ・陽性結果について、**石岡市福祉部介護保険課**に報告する。

## (3) 業務内容の調整

### ア 提供サービスの検討

- ・優先業務を明確にし、職員の出勤状況を踏まえ業務の継続を図る。(資料2)

### イ 関係者との情報共有

- ・時系列にまとめ、感染者の情報、感染者の症状を報告、共有する。

## 7 地域包括支援センターBCP（自然災害）

### （1）リスクの把握

- ・センターが設置されている「ふれあいの里いしおか ひまわりの館」は避難所になっており、いずれの警戒区域にも指定されていない。（資料3）
- ・地震による被害としてライフラインや通信手段の停止が想定される。（資料4）

### （2）平常時の対応

#### ア 建物・設備の安全対策

- ・避難路を確認し、動線上に物品を置かない。
- ・書庫の転倒防止のため、書棚等に固定器具を設置する。
- ・不安定に物品を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防ぐ。

#### イ 電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策

##### ①電気が止まった時の対策

- ・電気なしでも使える代替品(乾電池や手動で稼働するもの)の準備や業務の方策を検討する。

##### ②水道が止まった時の対策

- ・飲料水用のペットボトルなどの保管方法を検討する。
- ・飲料水は、定期的に使用し、新しいものと入れ替える。

##### ③通信が麻痺した場合の対策

- ・被災時は固定電話や携帯電話が使用できなくなる可能性があるため、日頃からメールやチャット等の連絡手段で職員や関係機関と連絡が取れる体制を構築していく。
- ・代替通信手段を準備する。

##### ④システムが停止した場合の対策

- ・BCP等の災害対策の文書類はデータでの保存だけでなく、すぐに使えるよう印刷してファイル等に保管しておく。
- ・PC、重要書類などは、浸水のおそれのない場所に保管しておく。

#### ウ 必要品の備蓄

- ・被災時に必要な備蓄品は、防災危機管理課の指示に従って管理する。

#### エ 利用者の支援対策

- ・緊急連絡先として、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握し、印刷後ファイル等に保管しておく。
- ・地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（自治会、職能・事業所団体等）と良好な関係を構築する。
- ・災害に伴い発生する、安否確認やサービス調整等の業務に適切に対応できるよう、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関と事前に検討・調整する。
- ・避難先において薬情報が参照できるよう、利用者に対し、おくすり手帳の持参指導を行う。

### (3) 緊急時の対応

#### ア 業務継続計画（BCP）発動基準

##### ①地震

- ・石岡市において震度5強以上の地震が発生した場合。

##### ②水害

- ・石岡市において大型台風の直撃が見込まれる場合。
- ・警戒レベル3の気象庁の大雨・洪水・高潮注意報が発令した場合。

#### イ 対応拠点

- ・本庁 災害対策本部からの指示による対応
- ・地域包括支援センター 利用者の詳細についてファイル等を確認

#### ウ 利用者の安否確認

- ・多職種と連携を図りながら、利用者の安否確認を行う。
- ・「災害時利用者一覧表」（資料5）にて利用者の安否確認を記録する。
- ・利用者の状況に応じて医療機関への搬送を要請する。

#### エ 重要業務の継続

- ・優先業務を明確にし、職員の出勤状況を踏まえ業務の継続を図る。（資料2）

### (4) 他施設及び地域との連携

- ・単独での事業継続が困難な事態を想定して施設・事業所を取り巻く関係者との協力関係を日頃から構築しておく。
- ・避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報をあらかじめまとめておく。